住宅借入金等特別税額控除について

平成 20 年度から平成 28 年度までの住民税に適用されます。

税源移譲で所得税が減ることで、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。このため、平成 11 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までに入居した方に限り、申告により住民税所得割額から控除する経過措置が設けられます。

●申告●

特別税額控除を受けるには、毎年 3 月 15 日までに税務署又は役場税務課へ確定申告書又は住民税申告書（源泉徴収票添付必要）と合わせて住宅借入金等特別税額控除申告書（3 枚複写となっています）を提出する必要があります。

【毎年提出する必要があります。】

●控除対象年度●

平成 20 年度から平成 28 年度の個人住民税

●控除対象条件●

平成 19 年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある方（平成 11 年から平成 18 年までに入居した方に限ります）

● 控除額●

（以下の①と②のどちらか小さい金額）－所得税額（改正後税率、住宅借入金等特別控除前の額）

【注：０円を下回る場合は０円とします。】

① 所得税の住宅借入金等特別控除額

② 改正前税率での所得税額相当額（※１）

※１：課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額）

■問い合わせ先　税務課　☎０８５９－５４－５２０８

住民税に係る損害保険料控除の変更と地震保険料控除の創設について

地震災害による個人資産を保全する目的で、これまでの損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。これは、平成 20 年度住民税（平成 19 年分所得税）から適用されます。

なお、短期損害保険料控除は廃止されますが、長期損害保険料控除（保険期間が 10 年以上で満期返戻金のあるもの）は、経過措置として平成 18 年末までに締結したものは、これまでの損害保険料控除が適用されます。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">平成 19 年度まで（所得税は 18 年分まで）</td><td colspan="2">平成 20 年度以降（所得税は 19 年分以降）</td></tr>
<tr><td>①短期損害保険料</td><td>支払額に応じて一定額を控除
住民税 2,000 円
所得税 3,000 円</td><td rowspan="2">①、②を合わせて「損害保険料控除」の控除額となります。
住民税 10,000 円
所得税 15,000 円</td><td colspan="2">廃　止</td></tr>
<tr><td>②長期損害保険料</td><td>支払額に応じて一定額を控除
住民税 10,000 円
所得税 15,000 円</td><td>平成 18 年末までに契約したものは、支払額に応じて一定額を控除
住民税 10,000 円
所得税 15,000 円</td><td rowspan="2">②、③を合わせて「地震保険料控除」の控除額となります。
住民税 25,000 円
所得税 50,000 円</td></tr>
<tr><td>③地震保険料</td><td colspan="2"></td><td>支払額の 1/2 の額（所得税は全額）を控除
住民税 25,000 円
所得税 50,000 円</td></tr>
</table>

※表内の金額は控除限度額です。

■問い合わせ先　税務課　☎０８５９－５４－５２０８